

## 別記4

### 林業・木材産業循環成長対策事業 (先進的な林業機械等の整備・林業機械リース支援) 実施要領

#### 第1 目的

この事業は、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るために必要な先進的な林業機械等の整備及び林業機械のリースに対して支援する。

#### 第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付するものとする。

#### 第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業計画書（別添様式）を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 事業計画において、取り組みの内容・手法を明示するとともに、国実施要領の別表4全体指標及び個別指標のガイドラインに基づき指標の設定をおこない、その実現を目指すものとする。
- 3 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった事業計画書を審査し、県実施要領第4の2に定める事前点検シート（様式2号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。  
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 4 知事は、提出された事業計画の内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

#### 第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。  
なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。
  - (1) 事業実施市町村の変更
  - (2) 先進的な林業機械等の変更又は追加
  - (3) 施設等の変更又は追加

- (4) 交付金の増額及び 30%を超える減額となる場合
  - (5) 個別指標の追加・変更又は廃止
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
  - 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、市町村長にその旨を通知する。

## 第5 事業の内容・採択基準等

事業の内容等は、国交付要綱の別表2の1の(2)「先進的な林業機械等の整備」及び、別表2の2の(5)「林業経営体育成対策(林業機械リース等支援)」による。

また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表2の1の5「林業機械作業システム整備」、6「効率化施設整備」、7「活動拠点施設整備」及び、別表2の2の9「林業機械リース等支援」による。

## 第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

### 1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

市町村長は、事業に着手したときは着手報告書(別紙様式1号)を速やかに知事に提出するものとする。

### 2 事業遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

### 3 完了報告

市町村長は、事業が完了したときは事業完了報告書(別紙様式2号)を知事に提出するものとする。

## 第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程(昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号)及び新潟県林業関係補助事業検査要領(昭和53年10月13日付け林第1310号)等に基づいて行うものとする。

## 第8 施設の管理等

- 1 市町村長は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）等、国、県の関係通達等に従い行うものとする。
- 2 市町村長は、当該事業によって整備した施設について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていないものについては農林水産大臣が別に定める期間内に廃止や他用途への転用及び管理主体の変更等を行おうとするときは、事前に財産処分承認申請書（別紙様式3号）又は管理主体の変更承認申請書（別紙様式4号）を知事に提出し、承認を得るものとする。
- 3 市町村長は、当該事業によって整備した施設が天災その他の災害を受けたときは、速やかに被災報告（別紙様式5号）を知事に提出するものとする。

## 第9 その他

- 1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。
- 2 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。